新子安南部町内会 HP運用規程(制定:令和4年11月1日)

第1条 総則

この運用規程は、「新子安南部町内会 HP」運用の取決めについて定める。HP の企画・作成・公開に当たっては、以下の条文従い適切に順守しなればならない。

第2条 運用の目的

従来の紙による回覧方式の情報伝達に加え、インターネット環境を利用している会員向けに、自治会活動情報をより早く伝えるためのツールとして活用することを目的に運用を行う。

第3条 運用委員会の設置

適切に HP が運用されるように、「新子安南部町内会 HP 運用委員会」を設置し、それぞれの役割を担う。

「新子安南部町内会 HP 運用委員会」組織と役割		
HP 運用委員会	自治会役職	役 割
委員長	IT 部長	HP 管理・運用について適切な指導を行い健全な管理・ 運用を図る。情報公開可否権限者
副委員長	広報部長	上記と同じ 情報公開可否権限者
HP実務担当者	各担当役員	コンテンツの情報提供・管理・運用・公開の実務を担当
各情報提供者	専門部 担当役員	行事、その他の情報提供

第4条 公開情報の制限

公開情報は、次に定める「公開禁止情報」を除くものとする。

公開禁止情報 (情報の保護)		
禁止の理由・目的	公開禁止内容	
個人情報の保護	氏名と以下の個人特定要素を連結させた情報は原則公開禁止とする。 電話番号・住所・Eメールアドレス、生年月日、など ※注意: 町内会役員が業務遂行上必要な連絡先として電話番号・Eメール アドレス等を記載する場合を除く。	

著作権の保護	第三者の著作物 (書籍、写真、画像、データなど)を著作者の許諾を得ずに本 HP で公開してはならない。 許諾時はその故、ページ上に明記すること。 著作者よりクレームがあった場合は直ちに削除する事
情報の健全性確 保(右記の項目は 記載しない事)	第三者を誹謗中傷、または第三者に不利益等をもたらすもの 犯罪行為に結びつく恐れのあるもの 法律に違反するもの 公共の福祉に反するもの 教育上不適切なもの
その他	情報公開可否権限者が不適切と判断するもの

第5条 情報収集

- ・ HP実務担当者は、町内会活動における新たな情報が発生した時は、その情報を収集する。
- ・ 町内会における委員会活動担当者は、HP 実務担当者に対し情報提供に協力する。

第6条 情報公開

- ・ HP実務担当者は、公開する情報について情報公開可否権限者の承認を得たうえで情報をサーバーに送信して公開する。
- ・ 公開前の情報をサーバーに送信してから情報公開可否権限者の承認を得る場合は、予めその 情報に対してパスワードなどで閲覧制限をかけ、非公開情報として処置する。

第7条 情報公開サーバーの選定

・ 原則、情報発信は専用のレンタルサーバー上で運用する。(運用費が少なくて済むレンタルサーバーを利用する事をこころがける事とする)

第8条 危機管理

- ・ HP実務担当者は、自然災害やレンタルのサーバーの営業停止に備え、手元にデータの保存を行う。また、代替サーバーの選定など、HPの早期復旧に備える。
- ・ 更に公開禁止情報の誤発信防止のため、細心の注意を払い情報公開可否権限者の指導を仰ぎ、管理・運用活動を行う。

第9条 本規程の改定

・ 本規程の改定は、第3条に定める「新子安南部町内会 HP 運用委員会」にて審議し、役員会の 承認を得る。

第10条 附 則

本規程の制定・改定は以下の通りである。

制定:令和4年 | | 月 | 日 新子安南部町内会 HP 運用委員会により承認・制定。